

聴講生に関する説明・遵守事項

一時的に帰国されている学齢の児童・生徒の保護者の方から京都市立学校への就学の希望がある場合には、原則2箇月を限度として就学について校長が教育委員会と協議して許可することとなります。この場合は、正式な就学ではなく「聴講生」としての扱いとなります（具体的には次のような扱いとなります。）。

なお、聴講生の受入は、一時帰国中の居住地が属する通学区域の学校において行います。

＜聴講生の基本的な扱い＞

- (1) 教科書無償給与の対象ではない（必要なものについて保護者負担による購入となる。）。
- (2) 就学援助制度の対象ではない。
- (3) スポーツ振興センター災害共済への加入は、可能である（例外あり）。
- (4) 学校運営上支障があると認められる場合又は学校の指示若しくは指導に従わない場合（遵守事項の違反を含む。）には、聴講生としての受入をせず、これを打ち切ることがある。

＜学校生活について＞

- (1) 学校のきまりを守ること。
- (2) 入学式、卒業式、宿泊を伴う活動、夏季休業期間中のプール活動には、原則として参加できない。その他の学校行事については、学校が認める場合には参加できるが、学校の指示及び指導に従うこと。
- (3) その他「聴講生」として学校生活を過ごすに当たって、学校の指示及び指導に従うこと。